

## 古往来における文体の史的変遷

—三資料の語順の比較を通して—

横江 優

一、はじめに

往来物は十一世紀中頃以降明治時代に至るまで利用されてきた初等教科書である。その中でも、中世までの往来物を古往来と呼ぶ。教育史の立場からは体系的な研究がなされ、中世から近世にかけての初等教育のあり方を探るための資料として重要視されている。一方、国語学の立場からは、個別の古往来資料に関して特に語彙に焦点を当てた研究は進められているものの、古往来というジャンル全体の言語の特質及び古往来における言語の変化がこれまで十分に検討されてこなかった面もある(注一)。

本稿では、三種の古往来を取り上げ、他動詞と目的語の語順を考察することで古往来における文体の史的変遷を検

討してゆき、それによって古往来における漢文の和化のあり方を探りたい。

二、対象とする資料

石川松太郎(一九八八)は教育史の立場から古往来を大きく四つに分類した。

- I 消息文例集(往返一対の手紙を複数収録)
- II 語句集(頻用される単語・短句・短文を集めた教科書)
- III 十二月往来型と拾要抄型との複合体(庭訓往来型)
- IV 教材内容の伝達を主とするもの

先に述べたように、本稿では古往来の文体の史的変遷を見ることをねらいとしているため、対象とする資料は・資料としての性質が比較的近い。

・成立年代に開きがある。

という二つの条件を満たしているものを選ぶ必要がある。そのため本稿では石川の分類のうちⅠ・Ⅲ、すなわち書状文例集の要素が強い古往来の中から時代の異なる資料を三点選定し、比較を行う。

以下に今回調査対象とする三点の資料を挙げる。

・『高野山西南院本和泉往来』

書写年代の明確な最古の往来物である。奥書に「和泉往來西室作」とあり、平安後期く末期に高野山西室に住んでいた僧が作ったものであろうと推測される(注二)。

十二ヶ月それぞれに対応する往返の対になった書状例を収録しているが、石川(一九六七)が指摘しているように、消息文の中間部に名詞単語集団を割り込ませた書状が複数含まれており、単なる手紙文としてではなく単語集の要素も持っている。このような形式は後述する『庭訓往来』との共通性も強い。

文体については遠藤(一九八一)が「文体も往来物の特徴である「候文」ではなく、「漢文体」である」と述べている。また、山田(一九八一)が「四六駢儷體たらんことを期した華麗なる文體」と述べたように、漢詩文に強く影響を受けた部分があることが注目される。

さらに、奥書からは「金王丸」によって文治二年(一一

八六)に書写されたことが知られる。誤点とおぼしき部分も多く、学習途上の若者による書写であることが考えられる。

・『旧謙堂文庫蔵本垂髮往来』

『垂髮往来』は、奥書によると「建長五曆」(一二五三)に「愚宝」なる僧によって撰述された往来物である。伝本として応安四年(一三七一年)書写の前田育徳会尊経閣文庫本が知られる。奥書によれば、この写本は「権大僧都綱廠」の筆である。『日本仏家人名辞書』によると、綱廠(一三三四?)は東大寺、京都青蓮院で学んだのち、近江国の錦織寺の五世となった僧であるということである。

十二対二四通の書状例から成り、寺院における垂髮生活について記されている。三保(二〇〇三)は本資料の文章に対偶表現が多用されている点、『蒙求』や『白氏文集』、『文選』といった出典を踏まえた表現が多用されている点、出典を特定できない物でも『本朝文粹』など先行する漢文学作品と用いられている漢語の共通性が高い点を指摘している。

本稿では、旧謙堂文庫蔵本を用いる。底本は尊経閣文庫本であり、明治三十一年に写され、石川謙により昭和四年に東京帝国大学史料編纂所本をもって校合されたものである。それに加え、三保(二〇〇〇)の翻刻も参照する。

・『高橋氏蔵寛永五年版本庭訓往来』

中世における最も代表的な古往来の一つが『庭訓往来』であると言えよう。武家や上層庶民の子弟が家庭や寺院において学習する風潮が一般化し、その流れの中で生まれてきたものだと言われる。作者に玄慧（くゝ一三五〇）を擬する説も存在するが信憑性に乏しく、定説を見ない。また成立年についても諸説あるものの決め手を欠く（注三）。日常生活に幅広く触れているのが『庭訓往来』の内容の大きな特徴であり、明治初期まで刊行され、広く普及した所以であらう。

『庭訓往来』は一カ月につき往返二通ずつの計二十四通と「八月十三日状」一通との計二十五通から構成されている。既に多くの先行研究でも指摘されているとおり、二つに分解された手紙文を首尾の両端に据え、中間部分に語彙を列挙した単語集団を設けてあり、単語集団部分を除いてつなぎ合わせるとまとまった一通の手紙になるのが特徴といえる。

高橋忠彦・高橋久子（二〇一四）は庭訓往来の古写本七点と自身の蔵する寛永五年版の比較を行った上で「寛永五年版本は、天理図書館本に代表される比較的古いテキストを底本とし、内閣文庫本系統のテキストを参照して校訂し、さらに独自の改変を加えたものということができる。全般的には初期の版本としてだけでなく『庭訓往来』のテキス

トとしても平均的で良質なものと言ってよい。」と述べる。さらに、この「独自の改変」というのも、単語の表記の変更や、単語集団内での単語の削除・追加・差し替えといった物が中心だという。『庭訓往来』の標準テキストとしての写本・刊本を使うべきかという点は、学界の定説を見ておらず、高橋氏蔵本の改変のあり方は本稿への論旨への影響は薄いと判断し、影印へのアクセスが容易であるという点から今回はこの高橋氏蔵刊本を用いる。

### 三 他動詞と目的語の語順の比較

峰岸（一九九〇）は「文章表記の背後に国語文があつて、それと異なる語序を持つ中国古代語の文章表記を漢字文・漢字仮名交じり文の漢字表記の上に利用したもの」を「倒置記法」と呼び、これが遵守されていることが文体判定の一つの基準となると述べた。本稿では、特に他動詞と目的語（客語）の語順に着目し、前章で述べた三資料の文体の相違を検討してゆく。

#### 三・一 それぞれの資料の他動詞用例について

以下のような方針で三資料中から他動詞の用例を集めた。

- ・動詞の自他の区別については『日本語文法辞典』「自動詞と他動詞」項（杉本武）を参照し、基本的にヲ格名詞句を伴えるものは他動詞、伴えないものは自動詞とした。
- ・格助詞トを伴う他動詞「欲」「思」「云」などは含めない。「以」など、日本語での読み方は他動詞由来ではあるが、連語として助詞相当であると認められ、なおかつ牛島徳次『漢語文法論（中古編）』（一九七二）で、「介詞」（名詞あるいはこれに準ずる詞句の前について、一つの句を形成する）に分類されるものは含めない。
- ・述語動詞のみを対象とし、連体修飾語、連用修飾語として用いられているものは含めない。
- ・受動態で用いられているものは含めない。

次に、各資料の用例の数を示す（表1）。この表から次のことが言える。

- ・『庭訓往来』は残りの二つの資料に比べ、総文字数がかなり多いのに比べ、他動詞の用例数は多くない。『庭訓往来』が名詞単語集団を多く含んでおり、そもそも動詞の用例自体が少ないことが最大の理由である。（注六）

	資料の総文字数 (注四)	他動詞用例数 (A)	他動詞異なり語数 (B)	(B) / (A) (注五)
『和泉往来』	4518	265	186	0.70
『垂髪往来』	5184	360	214	0.59
『庭訓往来』	8496	330	200	0.61

(表1) 古往来三種における他動詞の用例数

・他動詞の異なり語数／他動詞用例数の値は、『和泉往来』が残り二資料に比べ有意に低い。時代を経るにしたがつて往来物の文章表現が定型化している面がうかがえる。(注七)

### 三・二 他動詞・目的語の語順パターン

次に、三資料中の他動詞の用例を挙げ、他動詞と目的語の語順の観点から分類を行う。

#### 〈凡例〉

- ・漢字の字体は通用字体に改めた。
- ・本文中の切点は読点で示した。
- ・訓合符・音合符は位置を区別せず、で示した。
- ・訓読符・音読符、声点は省略した。
- ・『和泉往来』の用例には誤写とおぼしきものが含まれるが、そのまま記した。ただし用例の意味の理解に大きく支障があると判断したものについては注を付した。

・用例の出典については次のように記す。

〈和〉……『高野山西南院本『和泉往来』』

〈垂〉……『旧謙堂文庫蔵本『垂髪往来』』

〈庭〉……『高橋氏蔵寛永五年版本庭訓往来』』

・資料中の用例の所在については次のように記す。

〈和〉……月／往・復の別／行数

〈垂〉……庭〉……月／往・復の別／丁数

#### a 倒置記法

他動詞は目的語を伴い、目的語は他動詞の直後に置く。これは漢語文法に則った語順と一致する。この場合、目的語には助詞ヲの仮名が付されていることが多い。

(a1) 目的語が動詞の後に置かれる場合。一番オーソドックスな形であり、三資料全てで数多く見られる。なお、『庭訓往来』では目的語が名詞の列挙であるがゆえに、語数・字数が多い例もあるが、その場合でもこの語順が取られることがある。

・ キイテ聞ニ古ニ習ニ今ニ見ニ人ニ知ニ我ニ

〈和〉二月／往／三五

・ ニワスレタリジヨヒヨウフダイハウゼツインセイノスガタラ

更ニ忘ニ序ニ表ニ賦ニ題ニ傍ニ絶ニ韻ニ声ニ質ニ

〈庭〉二月／復／六才

(a2) 動詞の前に目的格の名詞を挙げ、動詞の後にはその名詞を受ける形で「之」が置かれ、目的語として用いられる場合。目的語の語数や字数が多いときに特によく見られる。

・ ニ面ニ被ハ扨ハ其ノ骨ヲ之ニ由ニ承ニ及ニ之ニ垂ニ十月／返／十四ウ

・門<sup>ノ</sup>冠<sup>カブ</sup>・木<sup>キ</sup> 扉<sup>ヒラノ</sup> 装<sup>ソウ</sup>・束<sup>ソク</sup>唐<sup>カラ</sup>・居<sup>キ</sup> 敷<sup>シキ</sup>ノ<sup>イタ</sup>板<sup>イタ</sup> (中略・住居

関連の名詞三十八語) 檜<sup>ヒノ</sup>・曾<sup>ソウ</sup>水<sup>スイ</sup>・門<sup>カド</sup>・葺<sup>フキ</sup>・地<sup>チ</sup>具<sup>グ</sup>・足<sup>タビ</sup>者<sup>モノ</sup>於<sup>ニ</sup>津<sup>ツ</sup>

湊<sup>ミナトニ</sup> 一<sup>ヒト</sup> 可<sup>カ</sup>レ<sup>シ</sup> 令<sup>ム</sup> 買<sup>ハ</sup>レ<sup>テ</sup> 之<sup>ヲ</sup> (庭) 三月／復／十一ウ

## b 非倒置記法

目的語が動詞よりも前に置かれることがある。これは漢文の和化の一つの指標になりうるものである。

(b1) 他動詞が伝達・思考・認識にかかわるものである場合。これは書状の冒頭部、最終部に見られることが多い。

・雑<sup>ケイ</sup>事<sup>タツ</sup>又<sup>セン</sup>々<sup>セン</sup> 啓<sup>ケイ</sup> 達<sup>タツ</sup> (和) 二月／復／四九

・被<sup>ル</sup>ニ<sup>サ</sup> 仰<sup>サ</sup>下<sup>サ</sup> 一<sup>ニ</sup>条<sup>ニ</sup>々<sup>ニ</sup> 具<sup>ニ</sup>・以<sup>テ</sup> 承<sup>テ</sup>候<sup>テ</sup>畢<sup>ル</sup> (庭) 三月／復／十ウ

(b2) 対句の中の他動詞である場合。『庭訓往来』には見えない。

・又<sup>フン</sup>粉<sup>タイ</sup> 黛<sup>イ</sup> 飾<sup>イ</sup> 面<sup>ヲ</sup>、美<sup>フク</sup>服<sup>ヲ</sup> 著<sup>キテ</sup> 簪<sup>ソヒケ</sup> (注八)

(和) 四月／往／八五

(b3) 「被」「可」「未」などの助動詞相当字、形容詞「難」とともに動詞が用いられる場合。

・釣<sup>ウ</sup>船<sup>フツ</sup>、鶉<sup>コン</sup>舟<sup>サン</sup>、混<sup>シ</sup>雑<sup>シ</sup> 難<sup>テ</sup> 弁<sup>ヘ</sup>ニ<sup>カ</sup> (和) 四月／往／八四

・手<sup>テ</sup>輿<sup>ゴ</sup>可<sup>ヘ</sup>レ<sup>キ</sup> 給<sup>ニ</sup> 御<sup>ニ</sup> 迎<sup>ニ</sup> 也<sup>ニ</sup> (庭) 九月／復／四四ウ

(b4) 目的格の名詞集団の語数・字数が多い場合。

・次<sup>ニ</sup>樹<sup>ノ</sup>・木<sup>ノ</sup> 事<sup>スモ</sup> 梅<sup>ノ</sup> 桃<sup>ノ</sup> 李<sup>ノ</sup>、(中略・樹木名十五語) 金<sup>キン</sup>・柑<sup>カン</sup> 柚<sup>ユ</sup>

以下心之所<sup>ココロ</sup> 及<sup>ツ</sup> 令<sup>メ</sup>ニ<sup>メ</sup> 尋<sup>ミ</sup>・植<sup>ケ</sup> 候<sup>ニ</sup> 畢<sup>ル</sup> (庭) 三月／往

／十二ウ

(b5) その他

・天<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup> 啓<sup>ケイ</sup> 二<sup>ニ</sup>事<sup>ニ</sup>由<sup>ヨ</sup>、解<sup>ケ</sup> 文<sup>ニ</sup> 進<sup>ニ</sup> 上<sup>ニ</sup> (和) 七月／往

一三五

## c 目的語の省略

(c1) 同じ文か前の文の語が目的語であることが自明である場合。漢語文法では、繰り返しの場合でも原則として代名詞「之」を用いて目的語を示す(a2)。

・做<sup>ナラ</sup>ニ<sup>テ</sup> 祖<sup>ケウ</sup> 業<sup>ヲ</sup> 一<sup>ニ</sup> 而<sup>ニ</sup> 貫<sup>セン</sup> 穿<sup>シ</sup>、(垂) 三月／往／四オ1

(c2) 目的語が前述された内容を指す場合。あるいは復状中で対応する往状の内容を指す場合。文脈から目的語を推測できる場合。b1同様書状の冒頭部、最終部に見られることが多い。

・(無沙汰を詫び、花見を誘う往状に対して)

欲<sup>シ</sup>ニ自<sup>レ</sup>是<sup>メ</sup> 令<sup>メ</sup>ニ<sup>ト</sup>申<sup>サ</sup>候<sup>ニ</sup>之所<sup>ニ</sup>〈庭〉二月／復／五才

・(旅具を持っていないという往状に対して)

互<sup>ニ</sup> 懷<sup>カ</sup>親<sup>カ</sup>昵<sup>カ</sup>、何<sup>カ</sup> 処<sup>ニ</sup>ニ<sup>セム</sup>疎<sup>ソ</sup>略<sup>ラク</sup>略<sup>ニ</sup> 一〈和〉二月／復／  
タカヒニイタクシンチヲ

三七

(c3) 動詞が不特定の目的語に対する漠然とした内容を示す場合。対句に多く見られる。

キフテ 競<sup>シ</sup>而<sup>シ</sup>無<sup>シ</sup>益<sup>ク</sup>、遁<sup>ノ</sup>而<sup>レ</sup>有<sup>リ</sup>限<sup>リ</sup> 一〈和〉九月／復／  
アチキ

一九四

### 三・三 用例のパターン分布

前節の分類に従い、三資料中の用例を集計した結果を示す(表2)。ここから次のことが言える。

・『和泉往来』と『垂髪往来』では語順の分布の差異は少ない。一方、これら二資料と『庭訓往来』では分布が大きく異なる。

・ a 2、b 4は『庭訓往来』によく見られる。これは、『庭

訓往来』の名詞列挙によるものであり、資料の特性による分が大きいのではないか。

・ b 1が徐々に増加しているのは、手紙中に頻出の定型文が成立しつつある様相を示していると思われる。

・ c 1が『和泉往来』で多いのは、四六駢儷体の影響を受けた対句表現による部分が大きい。全体的な流れとしては、目的語の省略は時代を経るにつれて許容されやすくなったと言えるのではないか。

### 四 まとめと今後の展望

三資料の他動詞に着目して比較を行うと、他動詞用例中の異なり語数の割合においては『和泉往来』と『垂髪往来』の間に大きな差があり、語順の面では『垂髪往来』と『庭訓往来』の間に大きな差がある。書状模範文としての定型表現の成立が先に起こり、その後非倒置や目的語の省略といった、正格の漢文から離れた表現に対する許容度が高まったのではないか、という仮説を立てることができよう。今後は他動詞以外の語順にも着目するとともに、対象とする古往来の数を増やすことで、往来物の文体の変遷のあり方を探りたい。

		『和泉往来』	『垂髪往来』	『庭訓往来』
a(倒置記法)		231	323	238
		86.8%	89.7%	71.0%
	a1	230	329	218
		86.5%	91.4%	65.1%
	a2	1	4	20
		0.4%	1.1%	6.0%
b(非倒置)		16	25	52
		6.0%	6.9%	15.5%
	b1	1	14	21
		0.4%	3.9%	6.3%
	b2	4	5	0
		1.5%	1.4%	0.0%
	b3	5	5	4
		1.9%	1.4%	1.2%
	b4	2	0	20
		0.8%	0.0%	6.0%
	b5	4	1	7
		1.5%	0.3%	2.1%
(目的語省略)		18	12	40
		6.8%	3.3%	11.9%
	c1	6	6	15
		2.3%	1.7%	4.5%
	c2	3	4	24
		1.1%	1.1%	7.2%
	c3	9	2	1
		3.4%	0.6%	0.3%

(表2) 三資料中の他動詞・目的語の語順パターン分布  
(上段は用例数、下段は当該資料内の他動詞用例に占める割合。  
パーセンテージは小数第二位を四捨五入した。)



[注]

一 国語学においては、上田万年・橋本進吉が『古本節用集の研究』（一九一六）において新たな往来物資料の紹介を行って以降、研究資料として扱われるようになる。一九七二年『高山寺本古往来・表白集』が刊行され、高山寺典籍文書総合調査団により高山寺本古往来（平安末期成立）の影印・翻字本文・訓下し本文総索引・研究論文を加えた研究成果が公表された。このことにより、古往来の国語史資料としての価値が広く知られるようになった。

二 植垣節也（一九六二）は九月状が興福寺に関連する内容であることを指摘したが、遠藤嘉基（一九六二）はこの指摘をもとに、興福寺と関係が深く、高野山の西室に住んでいた僧・興胤（？）（一〇七五）が「西室」であると推定した。それに対し植垣（一九六五）は同じく西室に住んでおり、「和泉講師」とも呼ばれていた雅真（？）（九八八）が「西室」であると推定した。ここでは、山田忠雄（一九八一）に倣い、作者「西室」は「雅真より興胤に至る法流」の者であろうと推定するに留め、成立年代については石川（一九八八）に拠り、平安末期であると大まかに捉えることにする。

三 石川（一九六七）は、玄慧（一三三〇）説は室町後期から江戸期まで受け継がれるが、『庭訓往来』には玄慧の死後にできた「管領」「所司代」という用語が含まれている以上、この説は成り立ち難いとする。その後、『庭訓往来』の成立年については松井簡治による

天授五年（一三七九）以前であるとする説、平泉澄による応永十五年（一四〇八）〜同二十八年（一四二一）説、高橋俊乘による元中年間（一三八四〜一三九二）より後、応永頃までだとする説などが現れるが、どれも確証を欠くと石川は述べている。本発表では、大まかに南北朝期〜室町初期とするにとどめておきたい。

四 いずれも冒頭（内題）から本文最後まで文字数を概算によって求めたものである。（奥書は含まない）『和泉往来』は卷子のため一行当たり字数×行数、『垂髪往来』『庭訓往来』は冊子のため一行当たり字数×行数×丁数によって算出した。

五 小教第三位を四捨五入した。

六 庭訓往来は名詞述語文が他二資料と比べて多いということも影響していると思われる。今後の研究課題としたい。

七 単なる時代による変遷だけではなく、『和泉往来』は漢詩文に強く影響を受けた文芸性の高い文章であり、一方『庭訓往来』は実用を旨とした文章であるという、文章の特質による差異もあることは留意されたい。

八 「簾」字に付された「ヲ」は「テ」の誤写か。

〔参考文献〕

- ・上田萬年・橋本進吉『古本節用集の研究』（東京帝国文科大学紀要 第二／一九一六・三／東京帝国大学）
- ・高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺本古往来・表白集』（高山寺資料叢書第二冊／一九七二・三／東京大学出版会）
- ・石川松太郎『往来物の成立と展開』（一九八八・七／雄松堂出版）
- ・石川謙『日本教科書大系 往来編 第二巻古往来（一）』（一九六七・五／講談社）
- ・石川謙『日本教科書大系 往来編 第三巻古往来（二）』（一九六七・五／講談社）
- ・石川謙編 石川松太郎監修『往来物大系 古往来 第四巻』（一九九二・十一／大空社）
- ・遠藤嘉基「和泉往来」攷  
〔訓点語と訓点資料〕第二十四輯／一九六二・十二）
- ・築島裕編『高野山西南院蔵本和泉往来総索引』（汲古書院／二〇〇四・七）
- ・植垣節也『『和泉往来』の原作者をめぐって』  
〔訓点語と訓点資料〕第二十四輯／一九六二・十二）
- ・植垣節也「和泉往来の原作者」再論  
〔訓点語と訓点資料〕第三十輯／一九六五・八）
- ・貴重古典籍刊行会『貴重古典籍刊行会叢書第三期刊行 和泉往来 高野山西南院蔵』（一九八一・四／貴重古典籍刊行会）
- ・『和泉往来—高野山西南院蔵』（京都大学国語国文資料叢書二十八／一九八一・十二／臨川書店）
- ・三保サト子『寺院文化圏と古往来の研究』  
〔笠間書院／二〇〇三・二）
- ・三保サト子『垂髪往来』尊経閣文庫蔵本・翻刻  
（島根女子短期大学紀要38号／二〇〇〇・三）
- ・鷺尾順敬編『増訂日本仏家人名辞書』（東京美術／一九七四・四）
- ・高橋忠彦・高橋久子『庭訓往来 影印と索引』  
（新典社／二〇一四・三／新典社）
- ・日本語文法学会『日本語文法事典』（二〇一四・七／大修館書店）
- ・牛島徳次『漢語文法論（中古編）』（一九七一・十／大修館書店）
- ・石川松太郎校注『庭訓往来』（東洋文庫／一九七三・十一）
- ・『日本国語大辞典 第二版』  
（二〇〇〇・十二～二〇〇二・一／小学館）
- ・峰岸明「古代日本語文章表記における倒置記法の諸相」  
〔国語論究 第二集 文字・音韻〕一九九〇・六／明治書院）
- （よこえ ゆう 大学院人文社会学系研究科 修士課程二年）